

犯罪被害者等施策推進会議決定（令和5年6月6日） 「犯罪被害者等施策の一層の推進について」

2 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設

犯罪被害者等支援弁護士制度について、法務省において、**犯罪被害者等が弁護士による継続的かつ包括的な支援**（略）を受けることができるよう、同制度の導入に向けて**速やかに具体的検討**を行い、（略）**1年以内をめどに結論**を出し、これらを踏まえて**所要の法整備を含めた必要な施策を実施**する。

進捗状況

本制度の導入に向けた具体的検討

○ 総合法律支援法の一部を改正する法律 （本制度を創設するもの（別紙1参照））

令和6年3月 5日 法律案を国会に提出

4月18日 **成立**

4月24日 **公布**

⇒ **公布から2年以内**の政令で定める日に**施行**

（※）法案審議等では、**2年を待たずに本制度の運用を開始**することが求められた

運用開始に向けた検討課題

- 政令の制定：本制度の対象となる「**罪**」及び「**被害の程度**」を規定
- 省令及び業務方法書の整備：**費用負担**の在り方、**利用要件**等を規定
- 業務管理システムの構築：本制度による援助を適切に管理する**業務管理システム**を構築
- 法テラスの体制整備：本制度を着実に運用するための法テラスの**人的・物的体制**を整備
- 弁護士の確保：本制度の担い手となる**質・量ともに充実した弁護士**を確保
- 連携強化：**法テラス地方事務所**と関係機関・団体等との**連携強化**
- 周知・広報：関係機関等への**制度周知**や国民への十分な**広報**の展開
- 予算の確保：上記人的・物的体制の整備等に**必要な予算**を確保

可能な限り早期に円滑かつ充実した運用の開始を目指す

その他の検討課題

- 同性パートナーを含め、事実婚の状態にある者を配偶者と同一に取り扱うことの是非
（衆・参法務委員会附帯決議第7項（別紙2参照））
- 対象となる犯罪、資力要件、支援内容等の在り方（衆法務委員会附帯決議第8項（別紙2参照））

**犯罪被害者等施策全体の動向等を踏まえ、各制度の趣旨等を勘案し、
調和のとれた内容となるよう検討**

(別紙 1)

○ 改正後の総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）

（業務の範囲）

第三十条 支援センターは、第十四条の目的を達成するため、総合法律支援に関する次に掲げる業務を行う。

一～八 （略）

九 次に掲げる被害者等であって、当該被害に係る刑事手続への適切な関与又は損害若しくは苦痛の回復若しくは軽減を図るための訴訟その他の手続の準備及び追行に必要な費用の支払によりその生活の維持が困難となるおそれがあるものを包括的かつ継続的に援助するため、当該被害に係る刑事手続への適切な関与又は損害若しくは苦痛の回復若しくは軽減を図るために必要な法律相談を実施すること並びに契約弁護士等にこれらに必要な法律事務及びこれに付随する事務を取り扱わせること。

イ 次に掲げる罪又はその未遂罪の被害者等

(1) 故意の犯罪行為により人を死亡させた罪

(2) 刑法第一百七十六条、第一百七十七条若しくは第一百七十九条の罪又はその犯罪行為にこれらの罪の犯罪行為を含む罪（(1)に掲げる罪を除く。）

ロ 人の生命又は心身に被害を及ぼす罪として政令で定めるもの（イに規定する罪を除く。）の犯罪行為により被害者が政令で定める程度の被害を受けた場合における当該犯罪行為の被害者等

十～十三 （略）

2・3 （略）

（業務方法書）

第三十四条 支援センターは、業務開始の際、**業務方法書**を作成し、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の**業務方法書**には、次に掲げる事項その他法務省令で定める事項を記載しなければならない。

一～三 （略）

四 第三十条第一項第九号の業務及びこれに附帯する業務に関し、これらの業務の実施に係る援助の申込み及びその審査の方法に関する事項並びに当該援助を受けた者の費用の負担に関する事項

五～七 （略）

3～6 （略）

(別紙 2)

○ 令和 6 年 4 月 1 1 日参議院法務委員会「総合法律支援法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」 (抜粋)

七 犯罪被害者等支援弁護士制度の対象者として、異性であるか同性であるかを問わず、犯罪被害者と事実上婚姻関係と同様の事情にある者を加えることについて、犯罪被害給付制度に係る令和六年三月二十六日付け最高裁判決の趣旨及び現行の犯罪被害者等支援施策全体の動向等を踏まえつつ、検討すること。

○ 令和 6 年 4 月 1 7 日衆議院法務委員会「総合法律支援法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」 (抜粋)

七 犯罪被害者等支援弁護士制度の対象者として、異性であるか同性であるかを問わず、犯罪被害者と事実上婚姻関係と同様の事情にある者を加えることについて、犯罪被害給付制度に係る令和六年三月二十六日付け最高裁判決の趣旨及び現行の犯罪被害者等支援施策全体の動向等を踏まえつつ、検討すること。

八 施行後の本法の運用状況を勘案し、我が国及び諸外国における犯罪被害者等施策の動向も踏まえ、本法による支援の対象となる犯罪、資力要件及び支援内容等について検討すること。

(参考条文)

○ 総合法律支援法 (平成十六年法律第七十四号) (被害者等の援助等に係る態勢の充実)

第六条 総合法律支援の実施及び体制の整備に当たっては、被害者等 (犯罪により害を被った者又はその者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。) が刑事手続に適切に関与するとともに、被害者等が受けた損害又は苦痛の回復又は軽減を図るための制度その他の被害者等の援助に関する制度を十分に利用することのできる態勢の充実が図られなければならない。